

事 務 連 絡  
平成 30 年 5 月 31 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療介護総合確保基金（医療分）の活用にあたっての  
地域医療構想調整会議への協議について

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例 5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」の施設設備整備については、当該施設設備整備が地域医療構想の達成に向けたものであることを担保するため、当然ながら、地域医療構想調整会議において当該施設設備整備の実施について合意されたものが本基金の対象となることです。

各都道府県におかれては、地域医療構想の達成に向けた議論を円滑に進めるため、地域医療構想調整会議を定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催することも可能ですが、上記の施設設備整備については、定期開催の地域医療構想調整会議だけでなく、臨時開催の地域医療構想調整会議で合意されたものも本基金の対象となりますので、お知らせします。

各都道府県におかれては、本基金を活用した地域医療構想の達成に向けた施設設備整備を積極的に進めるため、地域医療構想調整会議において十分な協議に努めていただくようお願いいたします。

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課  
医師確保等地域医療対策室  
代表 03-5253-1111(内線 2771・2661)  
直通 03-3595-2186  
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp